

第28回宇都宮市農業委員会定例総会 議事録

日 時

令和7年11月25日（火）午後14時00分～午後15時45分

場 所

宇都宮市役所7階 宇都宮市農業委員会室

出席委員

1番：櫻井委員（会長職務代理）、3番：平出委員、4番：中山委員、5番：小島委員、
6番：相良委員、7番：小野口委員、8番：佐藤委員（会長職務代理）、9番：伊藤委員、
10番：手塚（孝）委員、11番：手塚（敏）委員、12番：田崎委員、
13番：永岡委員、14番：吉澤委員、15番：福田委員、16番：伊澤委員、
17番：村田委員（会長）、18番：宇梶委員、19番：高橋委員 （議席番号順）

欠席委員

2番：恩田委員

会議経過

1 開 会

出席委員18名で法定定数に達しているので、開会を宣する。

2 会長あいさつ

3 議事録署名委員の選任

議事録署名委員の選任は、議長指名により、議席番号1番の櫻井委員、19番の高橋委員の両名を指名する。

4 議案の取下げ及び訂正並びに追加について

議案の取下げ：なし

訂正並びに追加：なし

5 議 事

議 長 それでは、本日の議事に入りたいと思います。議案書1ページを御覧ください。日程第1「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、議案第1号から6号までの6議案について、一括上程します。事務局から説明願います。

事務局 議案第1号から6号までの6議案のうち、議案第3号については、関連議案の許可を条件に許可すべきものと調査しております。

議案第3号について御説明いたします。瑞穂野地区の申請です。譲渡人は、譲受人の営農に協力するため、譲受人は、自宅建築予定地に隣接した農地を耕作するため、農地を売買により取得し、ネギを作付けする旨の申請です。申請地は、耕作可能な農地であることを確認しており、耕作に必要な農作業への従事状況についても問題ないことから、農地法第3条の許可要件を満たしていると調査

しておりますが、申請地は、議案第14号の一般住宅転用による残農地であり、転用事業と併せた売買であるため、関連議案第14号の許可を条件に許可すべきものと調査しております。

議長 議案第3号について、質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第3号について、「関連議案第14号の許可を条件に許可する」ことに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。議案第3号を除く、議案第1号から6号について、事務局から説明願います。

事務局 議案第1号について御説明いたします。清原地区の申請です。譲渡人は、譲受人の営農に協力するため、譲受人は、自宅隣接の農地を耕作するため、申請地を売買により取得し、ジャガイモ、ネギ、ホウレンソウを作付する旨の申請です。農機具の調達状況については、管理機1台を導入予定です。申請地は、耕作可能な農地であることを確認しており、耕作に必要な農作業への従事状況についても問題ないことから、農地法第3条の許可要件を満たしていると調査しております。

議案第2号について、御説明いたします。清原地区の申請です。譲渡人は、譲受人の営農に協力するため、譲受人は、隣接地と併せて耕作するため、申請地を売買により取得し、ミズバショウを作付けする旨の申請です。譲受人は、芳賀町に耕作地があり、利用状況について問題ない旨、芳賀町農業委員会事務局に確認済です。農機具の調達状況は、除草機2台、防除機1台を所有しております。申請地は、耕作可能な農地であることを確認しており、耕作に必要な農作業への従事状況についても問題ないことから、農地法第3条の許可要件を満たしていると調査しております。

議案第4号について御説明いたします。横川地区の申請です。譲渡人は、譲受人の営農に協力するため、譲受人は、自宅隣接の農地を耕作するため、農地を売買により取得し、ダイコン、ハクサイを作付けする旨の申請です。農機具の調達状況につきましては、耕運機1台を保有しております。申請地は、耕作可能な農地であることを確認しており、耕作に必要な農作業への従事状況についても問題ないことから、農地法第3条の許可要件を満たしていると調査しております。

議案第5号について御説明いたします。城山地区の申請です。譲渡人は、相続したが耕作できないため、譲受人は、申請地の持分3分の2を所有しており、農業経営を効率化するため、持分3分の1を贈与により取得し、単独所有とする旨の申請です。申請人の関係は叔父と甥です。申請地は水稻を作付けする計画です。農機具の調達状況はトラクター4台、田植機2台、コンバイン1台を所有してお

ります。申請地は、耕作可能な農地であることを確認しており、耕作に必要な農作業への従事状況についても問題ないことから、農地法第3条の許可要件を満たしていると調査しております。

議案第6号について御説明いたします。国本地区の申請です。譲渡人は、譲受人の営農に協力するため、譲受人は隣接地と併せて耕作するため、申請地を贈与により取得し、野菜を作付する旨の申請です。農機具の調達状況は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台を所有しております。申請地は、耕作可能な農地であることを確認しており、耕作に必要な農作業への従事状況についても問題ないことから、農地法第3条の許可要件を満たしていると調査しております。

議長 議案第3号を除く、議案第1号から6号について、質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第3号を除く、議案第1号から6号について、「申請のとおり許可する」ことに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。議案書2ページを御覧ください。

日程第2「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、議案第7号及び8号について、一括上程します。事務局から説明願います。

事務局 議案第7号及び8号の2議案のうち、議案第8については、条件を付して許可すべきものと調査をしております。

議案第8号について御説明いたします。豊郷地区の申請です。貸付人は借受人の営農に協力するため、借受人は経営規模拡大のため、申請地に10年間の賃借権を設定し、イチゴ及びブルーベリーを作付する計画です。借受人は、平成30年4月4日に設立された農地所有適格法人で、芳賀町、真岡市、さくら市に耕作地があり、利用状況について問題ない旨、各農業委員会事務局に確認済です。農機具の調達状況は、トラクター1台を所有しております。また、申請地は、すべて耕作可能な農地であることを確認しており、農地法第3条の許可要件を満たしていると調査しておりますが、農地所有適格法人に対する許可のため、農地法第3条第5項に基づき、「農地の取得後において、その耕作に供すべき農地を、正当な理由なく効率的に利用していないと認められる場合、許可を取消す」旨の条件を付して許可すべきものと調査しております。

議長 議案第8号について、質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第8号について、農地法第3条第5項に基づき、「農地の取得後において、その耕作に供すべき農地を、正当な理由なく効率的に利用していないと認められる場合、許可を取消す」旨の条件を付して許

可する」ことに、御異議ありませんか。

委 員 (異議なし)

議 長 御異議がないので、そのように決定します。議案第7号について、事務局から説明願います。

事務局 議案第7号について御説明いたします。富屋地区の申請です。譲渡人は高齢により耕作できないため、譲受人は経営規模拡大のため、申請地を売買により取得し、野菜を作付する旨の申請です。農機具の調達状況については、トラクター1台、コンバイン1台を所有しております。申請地は、耕作可能な農地であることを確認しており、耕作に必要な農作業への従事状況についても問題ないことから、農地法第3条の許可要件を満たしていると調査しております。

議 長 議案第7号について、質疑願います。

委 員 (意見等なし)

議 長 質疑がないので、お諮りします。議案第7号について、「申請のとおり許可する」ことに、御異議ありませんか。

委 員 (異議なし)

議 長 御異議がないので、そのように決定します。議案書3ページを御覧ください。日程第2「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、議案第9号から11号までの3議案について、一括上程します。事務局から説明願います。

事務局 議案第9号及び10号については、関連しているため、併せて御説明いたします。平石地区の申請です。申請人は、平石地区において、稻作(35ヘクタール)及び畜産事業(繁殖用牛35頭、育成牛20頭)を営んでおりますが、水稻苗の販売が増加しているため、申請地に育苗ハウス5棟及び駐車場を設置するとともに、北側の宅地部分の畜産倉庫新設に伴い、進入路を整備する旨の計画です。土地利用計画については、育苗ハウスは既に設置されておりますが、駐車場及び進入路部分は整地後、現状のまま使用し、雨水は敷地内で自然浸透させる計画です。申請地は、農振農用地でありますが、令和7年9月29日に用途区分が農業用施設用地に変更され、農地法第4条第6項ただし書きに規定する「農用地利用計画に指定された用途に供する」ため、農用地における不許可の例外に該当します。以上のことから、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第4条許可要件を満たしていると調査しております。

議案第11号について御説明いたします。河内地区の申請です。申請人は、申請地を農家住宅敷地の一部として既に利用しており、手続き未済のため、申請に至ったものです。土地利用についてですが、敷地内にカーポートが建てられ、駐車場として利用されており、雨水は敷地内に自然浸透させるものです。申請地は、住宅用・公共用施設等が連たんする区域内農地であることから第3種農地と判

断し、原則許可できることから、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題ないことから、農地法第4条許可要件を満たしていると調査しております。

議長 議案第9号から11号について、質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第9号から11号について、「申請のとおり許可する」ことに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。4ページを御覧ください。日程第3「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、議案第12号から17号までの6議案について、一括上程します。事務局から説明願います。

事務局 議案第12号について御説明いたします。平石地区の申請です。譲受人は、事業拡大に伴い、既存の敷地が手狭であるため、申請地を売買により取得し、自動車展示場及び来客用駐車場を整備する旨の申請です。譲受人は、昭和61年6月2日に設立された法人で、自動車の販売・整備等を主な目的としております。土地利用計画については、敷地内はコンクリート敷きとし、展示用の駐車場19台と来客用駐車場10台分を整備するもので、給排水設備は設けず、雨水は敷地内で処理する計画となっております。資金計画については、土地取得費及び造成費等を全額自己資金により賄う計画で、金融機関の残高証明書が添付されております。申請地は、小集団の生産性の低い農地の区域に位置する第2種農地と判断しており、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第5条許可要件を満たしていると調査しております。

議案第13号について御説明いたします。瑞穂野地区の申請です。借受人が、砂利採取のため、申請地に1年間の賃借権を設定し、一時転用する旨の申請です。借受人は、昭和42年10月6日に設立した法人で、砂利採取業を主な目的としております。計画によりますと、作業時間は午前8時00分から午後5時00分まで、隣接地との保安距離として東側の田から2メートル、それ以外は5メートル以上を確保し、掘削角度は45度、掘削の深さは最大8メートル、外周は防護柵で囲い、作業終了時はチェーンにて施錠する計画となっております。また、南側の水路及び道路を利用するため、市道路管理課に法定外公共物占用許可申請書及び道路使用届出を提出済であり、「進入路及び運搬路を利用する際には、農耕車等優先で十分に安全確認を行い、通行者や歩行者等に注意して事故等を起こさないよう注意することとしております。使用する重機等については、所有するバックホー4台、ブルドーザー1台、10トンダンプ5台を使用し、埋戻し用土については、栃木市の法人が所有する土砂19,398立方メートルを埋戻

し用土として用いる計画で、栃木県陸砂利採取業協同組合から農地復元の保証書が添付されており、現在の申請地の表土80センチを表土として利用する計画です。資金計画については、事業費の全てを自己資金により賄う計画となっており、金融機関の残高証明書が添付されております。借受人の農地における砂利採取の実績ですが、前々回地は上三川町の田5, 482平方メートルで、令和5年5月15日に許可を受け、100パーセント農地に復元されており、前回地は同じく上三川町の田13, 998平方メートルで、令和6年5月17日に許可を受け、100パーセント農地に復元されております。申請地は農振農用地であります、一時転用で農地に復元する計画であることから、立地基準の不許可の例外に該当します。以上のことから、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第5条許可要件を満たしていると調査しております。

議案第14号について御説明いたします。瑞穂野地区の申請です。譲受人は、持ち家がないため、申請地を売買により取得し、自己用住宅を建築する旨の申請であり、都市計画法第34条14号の「市街化調整区域に長期居住する者のための自己用住宅」に該当します。給排水計画については、給水は市の上水道に接続、排水は合併処理浄化槽により、処理後水路に放流するもので、市道路管理課に排水管布設のための占用許可申請済みであり、雨水は敷地内に自然浸透させる計画となっております。資金計画については、土地取得費、建物建築費等を自己資金及び融資により賄う計画で、施工業者への支払い済みの領収書及び金融機関の融資見込証明書が添付されております。申請地は、瑞穂野地区市民センターから500メートル以内の区域に位置する第2種農地であり、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第5条許可要件を満たしていると調査しております。

議案第15号について御説明いたします。瑞穂野地区の申請です。借受人は、山林に設置する太陽光発電設備の工事のため、申請地に7か月の賃借権を設定し、農地の一部を搬入路として一時転用する旨の申請です。借受人は、平成24年9月10日に設立した法人で、再生可能エネルギー発電事業を主な目的としております。土地利用計画については、山林9, 433平方メートルに太陽光発電設備を設置するにあたり、隣接する農地の一部に、鉄板60枚を敷いて搬入路として利用する計画であり、特定図での申請となっております。資金計画については、賃料その他事業費の全てを自己資金により賄う計画で、金融機関の残高証明書が添付されております。申請地は、農振農用地及び農地の集団的な規模が10ヘクタール以上の区域に位置する第1種農地と判断しており、原則不許可とされておりますが、一時転用で農地に復元される計画であることから、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がな

いことから、農地法第5条許可要件を満たしていると調査しております。

議案第16号について御説明いたします。横川地区の申請です。借受人は、持家がないため、申請地に期間の定めがない使用貸借権を設定し、自己用住宅を建築する旨の申請であり、都市計画法第34条第14号の「市街化調整区域に長期居住する者のための自己用住宅」に該当します。給排水計画については、給水は市の上水道に接続、排水は合併処理浄化槽により、処理後水路に放流するもので、市道路管理課に排水管布設のための占用許可申請済みであり、雨水は敷地内に自然浸透させる計画となっております。資金計画については、建物建築費等を全額融資により賄う計画で、金融機関の融資見込証明書が添付されております。

申請地は、小集団の生産性の低い農地の区域に位置する第2種農地と判断しており、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第5条許可要件を満たしていると調査しております。

議案第17号について御説明いたします。城山地区の申請です。借受人は、既存の駐車場が手狭なため、申請地に20年間の賃借権を設定し、現在の事務所の近隣に駐車場を整備する旨の申請です。借受人は、昭和63年9月27日に設立した法人で、建設業及び一般貨物運送事業を目的とした法人です。現在の駐車場は狭く、運輸局への増車申請ができない状況であることなどから、新たに貨物自動車全台数分の専用駐車場を確保する必要があり、前面道路の幅員が5.5メートル以上かつ近隣である申請地を選定したとのことです。土地利用計画については、申請地は砂利敷きとし、雨水は敷地内で自然浸透処理とします。資金計画については、賃料及び造成費を全額自己資金により賄う計画で、金融機関の残高証明書が添付されております。申請地は、小集団の生産性の低い農地の区域に位置する第2種農地と判断しており、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第5条許可要件を満たしていると調査しております。

議長 議案第12号から17号について、質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第12号から17号について、「申請のとおり許可する」ことに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。5ページを御覧ください。「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、議案第18号から23号までの6議案について、一括上程します。事務局から説明願います。

事務局 議案第18号について御説明いたします。城山地区の申請です。借受人は、農業経営規模拡大に伴い、申請地に25年間の使用貸借権を設定し、自宅近隣に農

業用施設を建築する旨の申請です。借受人は、年々耕作面積を増やし、現在、40ヘクタールを超える農業経営を行っておりますが、農機具も大型化し、台数も増え、置場が不足していることなどから、自宅の近隣に農機具置場等を建築する計画に至ったものです。土地利用計画によると、申請地内に、倉庫1棟、ビニールハウス3棟を設置する計画で、ビニールハウス以外は、敷地内は砂利敷きにして利用する計画です。給排水計画については、給排水設備は設けず、雨水は敷地内に自然浸透させる計画です。申請地は、農振農用地でありますが、令和7年9月29日に用途区分が農業用施設用地に変更され、農地法第4条第6項ただし書きに規定する「農用地利用計画に指定された用途に供する」ため、農用地における不許可の例外に該当します。以上のことから、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第5条許可要件を満たしていると調査しております。

議案第19号について御説明いたします。国本地区の申請です。譲受人が所有するレクリエーションセンターの運動場の敷地内に、登記上農地が存在したため、申請地を贈与により取得する旨の申請です。土地利用状況ですが、グランド敷地の外周にはネットフェンスが設置されており、フェンスの内側の一部に耕作不可能な狭小な農地があることが発覚したもので、隣接地はすべて非農地となっております。給排水計画については、給排水設備は設けず、雨水は敷地内に自然浸透させる計画です。資金計画については、贈与であり、現状のまま利用するため、費用はかかりません。申請地は小集団の生産性の低い農地の区域に位置する第2種農地と判断しており、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第5条許可要件を満たしていると調査しております。

議案第20号について御説明いたします。豊郷地区の申請です。譲受人は、クリーニング取次店を経営するため、申請地を売買により取得し、クリーニング取次店兼用住宅を建築する旨の申請で、都市計画法第34条1号の「日用必需品の販売修理のための施設」に該当します。給排水計画については、給水は市の上水道に接続、排水は合併処理浄化槽により敷地内処理とし、雨水は敷地内に自然浸透させるものです。資金計画については、土地取得費及び建物建築費等を全額融資により賄う計画で、金融機関の融資見込証明書が添付されております。申請地は、豊郷地区市民センターから500メートル以内に位置する第2種農地と判断しており、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないことから、農地法第5条許可要件を満たしていると調査しております。

議案第21号について御説明いたします。豊郷地区の申請です。借受人は、持家がないため、申請地に期間の定めのない使用貸借権を設定し、自己用住宅を建

築する旨の申請であり、都市計画法第34条第14号の「市街化調整区域に長期居住する者のための住宅」に該当します。給排水計画については、給排水は市の上下水道に接続し、雨水は敷地内に自然浸透させる計画です。資金計画については、建物建築費等を譲渡人からの融資により賄う計画で、金銭消費貸借契約書が添付されております。

申請地は、豊郷地区市民センターから300メートル以内に位置する第3種農地と判断しており、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第5条許可要件を満たしていると調査しております。

議案第22号について御説明いたします。豊郷地区の申請です。借受人は、申請地に20年間の賃借権を設定し、ドラッグストアを建築する旨の申請です。都市計画法第34条第12号の「地域拠点区域内における日用品の販売店舗」に該当します。借受人は昭和56年2月28日に設立した法人で、医薬品等の製造、卸売並びに販売を主な目的としております。土地利用計画については、敷地内はアスファルト舗装とし、周囲にコンクリートブロック土留を設置し、店舗1棟と40台分の駐車スペースを整備する計画です。給排水計画については、市の上下水道に接続し、雨水は敷地内に浸透槽を設置し、敷地内処理する計画です。資金計画については、建物建築費等を全額自己資金により賄う計画で、金融機関の残高証明書が添付されております。申請地は農地の集団的な規模が、10ヘクタール以上の区域に位置する第1種農地と判断しており、原則として許可できないものとされておりますが、第1種農地の不許可の例外規定である農地法施行規則第33条第4号、「集落に接続して設置されるもの」に該当することから、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないことから、農地法第5条の許可要件を満たしていると調査しております。

議案第23号について御説明いたします。河内地区の申請です。借受人は持家がないため、申請地に35年間の使用貸借権を設定し、自己用住宅を建築する旨の申請です。借受人は貸付人の子であり、都市計画法第34条第14号の「自己用住宅を所有する世帯親族のための住宅」に該当します。給排水計画については、給水は市の上水道に接続、排水は合併処理浄化槽により、処理後市道側溝に放流する計画で、市道路管理課に合併浄化槽排水管接続のための「道路工事施行承認申請書」が提出済です。また、雨水は敷地内に自然浸透させる計画です。資金計画については、建物建築費等を全額融資により賄う計画で、金融機関の融資見込証明書が添付されております。申請地は、住宅用・公共用施設等が連たんする区域内にある第3種農地と判断し、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第5条許可要件を満たしていると調査しております。

議長 議案第18号から23号について、質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第18号から23号について、「申請のとおり許可する」ことに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。6ページを御覧ください。日程第4「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」、議案第24号から29号までの6議案について、一括上程します。事務局から説明願います。

事務局 議案第24号から29号までの6議案については関連するため、一括して御説明いたします。清原地区及び姿川地区における農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請です。転用事業者は、議案第27号は令和6年9月30日付け、それ以外は令和6年3月29日付けで、営農型太陽光発電施設を運営するにあたり、太陽光パネルの支柱の用地として農地を一時転用する旨の転用の許可を受けましたが、下部の農作物を変更するため、事業計画変更申請に至ったものです。なお、耕作者に変更はありません。作物の変更内容としては、小麦から大麦、大豆、蕎麦への変更のほか、連作障害の防止のため、2年目、一部3年目に緑肥を作付けする計画であり、下部の農地において栽培する農作物について必要な知見を有する者の意見書も添付されていることから、事業計画の必要性及び実行性はあると判断し、変更はやむを得ないものと調査しております。

議長 議案第24号から29号について、質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第24号から29号について、「変更を許可する」ことに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。7ページを御覧ください。日程第5「農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」、議案第30号から97号までの68議案について、一括上程します。事務局の説明を願います。

事務局 日程第5「地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」御説明いたします。

議案番号30号から32号は平石地区の計画で3件です。

議案番号33号は清原地区の計画です。

議案番号34号から41号は雀宮地区の計画で15件です。

議案番号42号、43号は国本地区の計画で2件です。

議案番号44号、45号は豊郷地区の計画で2件です。

議案番号46号から、11ページ議案97号は上河内地区の計画で52件です。

議案97号は篠井地区の1筆を含む計画です。

議長 議案第30号から97号について、質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第30号から97号について、「計画を承認する」ことに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。12ページを御覧ください。日程第6「農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画作成の要請について」、議案第98号から100号までの3議案について、一括上程します。事務局の説明を願います。

事務局 日程第6「中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画作成の要請について」御説明いたします。

議案第98号は、篠井地区の計画です。譲受人が、経営規模拡大のため、篠井町の田1筆、1,131平方メートルを売買により取得するものです。

議案第99号は、上河内地区の計画です。譲受人が、経営規模拡大のため、芦沼町の田3筆、20,268平方メートルを売買により取得するものです。

議案第100号は河内地区の計画です。譲受人が、経営規模拡大のため、下ヶ橋町の田4筆、13,539平方メートルを売買により取得するものです。

議長 議案第98号から100号について、質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第98号から100号について、「計画作成を要請する」ことに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。13ページを御覧ください。日程第7「令和8年農作業受委託料金等の参考額(案)について」を上程します。事務局の説明を願います。

事務局 日程第7「令和8年農作業受委託料金等の参考額」の改定(案)について御説明いたします。趣旨としては、農作業受委託料金の参考額にて公表している「パート作業料金」と各作業料金の見直しについて協議するものです。

まず、農作業受委託料金についてですが、一部の農作業について自ら行うことが困難な農家が安心して委託でき、受託者にとっても適正な労賃及び機械の償却費等が確保されるため、目安となるべき参考額を算定するものになります。

こちらの参考額は、3年毎に各作業項目及び参考額の全体を見直すこととしていますが、最低賃金や燃料価格等に大幅な変動があった場合には、必要に応じ

て改定をしております。結果としては、現行の算定方式になった令和2年分からは、軽微な変更を含め、毎年改定しているような状況です。現状として、受委託料金の参考額では、栃木県最低賃金をもとに「パート作業料金」を算出し、軽作業を想定した参考額を提示しております。栃木県最低賃金については、毎年10月から適用されており、パート作業料金については、過去の栃木県最低賃金をもとに、翌年10月から適用される最低賃金を農業委員会事務局で独自に推計し、その金額を下回らないように1月から適用している状況です。

令和4年については、その年の最低賃金が適用される10月までは最低賃金とパート作業料金の差は18円でしたが、令和5年は37円、令和6年は36円、令和7年は66円の差となり、年々、最低賃金とパート作業料金の乖離が大きくなっている状況です。その他の現状としまして、県内の他市町の状況を調査したところ、1時間当たりの賃金として、19市町が最低賃金を採用しており、独自に算定している市町は本市を含めて4市町といった状況となっております。

そのような現状を踏まえた課題としまして、令和7年10月から適用された栃木県最低賃金は1,004円から1,068円に改定され、その引き上げ額は過去最大の64円となっております。また、国では、2020年代に最低賃金を1,500円まで引き上げるとしていたこともありましたので、今後も最低賃金が上昇することが予想されるため、従来の考え方では1月から9月の間は最低賃金とパート作業料金の乖離がこれまで以上に大きくなることが想定され、推計が困難になっていることが課題となります。そこで、今後は、パート作業料金を栃木県最低賃金と同額とするといった対応を考えているところです。

農作業賃金についての基本的な考え方としては、先ほど申し上げたとおり、栃木県最低賃金を基準とし、最低賃金とパート作業料金の乖離が生じないようにいたします。また、「栃木県最低賃金が変更され、パート作業がその額を下回る場合は、栃木県最低賃金に読み替える。」という注釈を加えることで、パート作業料金が最低賃金と連動するようにいたします。そのため、パート作業料金については、現行の栃木県最低賃金の1,068円を基準とし、令和7年のパート作業料金は1,070円としていることから、令和8年も同様の1,070円として変更なしとします。また、農作業一般についても、パート作業料金に変動がないことから、変更なしとします。

水稻の農作業料金については、算定に用いる各単価を改定し、「農作業受委託料金の参考額算定の手引き」等をもとに算定いたします。改定する人件費及び燃料価格については「令和7年労務資材単価」より、機械価格については今私が持っています「農業機械・施設便覧2024/2025」から、これまで算定に用いてきた機械の仕様等を参考に最新の価格を引用いたします。ここでいう改定する人件費については、機械の操縦を想定したオペレーター賃金等であり、軽作

業を想定したパート作業料金とは異なるのでご理解いただければと思います。

単価を改定し料金を算定したところ、育苗890円、耕起5,000円と全体的に引き上げ傾向にありますので御確認ください。これまで説明した考え方、料金については、10月に農作業受委託料金作業部会で協議し、11月上旬には農作業受委託料金検討委員会を書面にて開催し、検討委員会委員の皆様からは意見なしといただいているところです。また、定例総会にて可決されましたら、皆様に紙でお配りしております令和8年の参考額表を配付等により公表していく考えです。

今後のスケジュールですが、11月25日に定例総会へ付議、来年1月上旬には、農委だより「きずな」と同封し、市内農家、関係機関へ配付、また、市ホームページで公表し、広く周知していく考えです。

議長 令和8年農作業受委託料金等の参考額(案)について、質疑願います。

委員 粿の運搬について、1キロメートル圏外の場合に金額は変わらぬのか。

事務局 1キロメートル圏内は1,200円となっておりますが、1キロメートルを超えた場合、1キロメートルごとにつき120円増額になります。

委員 最低賃金の考え方について、同じ作業ができる人とできない人の賃金はどうすればいいのか良いのか。

事務局 最低賃金は労働者の対価の賃金であるため、最低賃金以下は変えられないものと考えるので、労働者と経営者の話し合いによるものと考えているところであります。ただ、明確な回答は次回の総会で報告したいと思います。

議長 その他に御質疑ありますか。

委員 パート料金について、鹿沼市や足利市は料金の定めがないが、本市も料金算定していないのか。

事務局 基本的な考え方としては、栃木県最低賃金を基準を参考とし、最低賃金とパート作業料金の乖離が生じないようにしております。本市として栃木県最低賃金を基準を参考とし本市独自の公表はしていない。

議長 その他に御質疑ありますか。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。令和8年農作業受委託料金等の参考額(案)について、「原案のとおり決定する」ことに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。14ページを御覧ください。報告事項に入ります。それでは、事務局より報告願います。

事務局 [事務局より報告第1から報告第8まで一括で報告する。]

議長 議案の審議は全て終了しましたので、「その他」皆様から何か報告等はありますか。

委 員 (報告等なし)

議 長 事務局から報告等はありませんか。

事務局 (報告等なし)

議 長 全ての審議が終了しましたので、以上で第28回定例総会を終了します。

(閉会 午後15時45分)